

兵庫県公報

令和6年3月29日 金曜日 第29号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 造林事業補助金交付規則の一部を改正する規則（林務課）	1

公布された法令のあらまし

◎造林事業補助金交付規則の一部を改正する規則（規則第17号）

国の森林環境保全整備事業実施要領の一部改正により、造林事業に係る補助対象事業が再編されたこと等に
伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

造林事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第17号

造林事業補助金交付規則の一部を改正する規則

造林事業補助金交付規則（昭和48年兵庫県規則第82号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第9条第2号」を「第10条第2号」に改め、「森林整備法人」の次に「（以下「森林整備法人」という。）」を加え、同条第6号中「、第4号及び前号」を「及び前2号」に改める。

別表被害森林整備事業の項中「森林所有者及び地方公共団体との協定に基づいて」を削り、同表公的森林整備事業の項中「公的森林整備事業」を「森林緊急造成事業」に、「自助努力によっては適切な整備が期待できない」を「自然条件等の理由で更新が困難な」に、「森林所有者及び地方公共団体との協定に基づき広葉樹林化、針広混交林化等の施業」を「人工林の造成等」に改め、同項補助率の欄を次のように改める。

10分の4以内。ただし、市町、森林整備法人及び造林を行うことを目的とする法人で、地方公共団体がその社員である一般社団法人又は地方公共団体が基本財産の全部若しくは一部を拠出している一般財団法人が行う事業にあつては、10分の5以内

別表に次のように加える。

林相転換 特別対策 （特定スギ人工林）事業	林相の転換が必要な人工林のうち花粉の発生源となるスギを主体とする人工林であつて、自助努力では伐採又は植替えが進まない森林について、伐採から植栽までのそれぞれの作業を一貫して実施する施業等を行うことを目的として森林環境保全整備事業計画に基づいて行う造林事業で知事が別に定めるもの	10分の4以内
-----------------------------	--	---------

附 則
（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の造林事業補助金交付規則の規定（第2条に係る部分を除く。）は、令和6年度の造林事業に係る補助金から適用する。